

開東社会保険ニュース

No.113



労働契約法の概要

平成19年12月&平成20年1月合併号

平成19年5月以降、「パートタイム労働法」「雇用対策法」が、国会で成立。そして年末も近づいた頃によろやく、労働ビッグバンの中心的存在である「労働契約法」が「最低賃金法」と共に成立しました。今回は成立した労働契約法の概要についてまとめてみました。

A. 労働契約の締結

< 概要 >

労使対等立場の合意原則を明確化
労働契約の内容理解の促進
労働者の安全への配慮

< 目的 >

契約内容を確認することによって誤解が減り、労使相互理解のうえで、労働者が安心・納得して就労できるようにする

B. 労働契約の変更（就業規則と労働契約の関係）

< 概要 >

労使合意原則の明確化
一方的な就業規則変更 = 労働者に不利益な変更は不可
労働者の受ける不利益の程度、労働条件変更の必要性、変更後の就業規則の内容の相当性、労働組合等との交渉の状況、その他の就業規則の変更に係る事情を考慮して、就業規則の変更が合理的な場合は労働条件変更が可能

< 目的 >

労働契約変更の原則や、就業規則と労働契約の関係を明らかにする

C. 労働契約の継続・終了

< 概要 >

解雇権濫用は無効（労働基準法第18条の2から移行）
懲戒の権利濫用は無効
出向命令権の権利濫用は無効

< 目的 >

不当な解雇、懲戒、出向の防止をする



D. 有期労働契約

< 概要 >

契約期間中はやむを得ない理由がない限り解雇出来ないことを明確化
契約期間が必要以上に細切れにならないように、使用者は配慮が必要

< 目的 >

有期労働契約者が安心して働けるようにする

ご質問・ご相談は **開東社会保険労務事務所**

〒160-0023 新宿区西新宿7-2-6 西新宿K-1ビル8階

TEL 03-3369-7411/8411 FAX 03-3369-2711

ホームページ <http://www.kaito-sr.com> メールアドレス info@kaito-sr.com